

自己評価報告書

令和元年 9 月

静岡大学地域法実務実践センター

目 次

I 実施組織の現況及び特徴	2
II 目的	3
III 基準ごとの自己評価	4
基準1 組織の目的	4
基準2 組織構成	5
基準3 教員及び支援者等	7
基準4 活動の状況と成果	14
基準5 施設・設備	19
基準6 内部質保証システム	20
基準7 管理運営	22
基準8 情報等の公開	24
基準9 地域貢献活動の状況	26
基準10 国際化の状況	28

添付資料

- 資料1 平成28年度～平成30年度 外部評価関係資料

I 実施組織の現況及び特徴

1 現況

(1)実施組織名 地域法実務実践センター

(2)所在地 静岡県静岡市

(3)実施組織の構成

法実務教育支援部門

法実務政策連携部門

アジア法実務協力部門

(4)学生数及び教員数(令和元年5月1日現在)

学生数：0人

専任教員数：教授5人、特任教授1人

2 特徴

平成17年度に開校した静岡大学法科大学院は、平成30年度までに37名の司法試験合格者を輩出するなど地域社会において多くの成果をあげてきたが、全国的な法科大学院縮小の流れに抗しきれず、平成27年度の入学者をもって学生募集停止となった。

法科大学院が地域社会に提供してきた役割・機能を継承すべく、地域法実務実践センターは平成28年度に発足し、平成30年度まで3年間活動してきた。運営体制は、センター長の下に、4名の専任教員と事務組織が置かれた。専任教員のうち3名は法科大学院を副担当とするものであり、1名は国際連携推進機構を副担当とする。また事務組織は法科大学院と兼務である。

この3年間は、法科大学院としての活動がメインで、在学生の修了のための教育に全力を傾注してきた。その結果、平成30年度末をもってすべての在學生を送り出すことができた。

その一方で、地域法実務実践センターとしてのさまざまな活動も展開されてきた。今後は、これまでの活動をさらに発展させ、地域社会の多様なニーズに応じていく予定である。

活動のポイントとして、以下の諸点が挙げられる。

- ・全国的にも特色ある中国法、ベトナム法への貢献
- ・静岡県弁護士会など地域の諸団体との連携
- ・法科大学院はじめ人文社会科学部などの教育に多大な貢献

Ⅱ 目的

センターは、静岡大学における実践的法学教育を支援するとともに、地域の法実務の中核的研究及び研修支援機関として、法律系人材の養成、法教育の充実発展及び地域の法政策に関する貢献活動を推進することを目的とする。

Ⅲ 基準ごとの自己評価

基準1 組織の目的

(1) 観点ごとの分析

観点 1-1-① 組織の目的（使命、活動を行うにあたっての基本的な方針、達成しようとする基本的な成果等）が、明確に定められ、また、その内容が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

【観点に係る状況】

地域法実務実践センター(以下「センター」という)の目的は以下のように明確に定められ、内容も学校教育法 83 条に規定された目的に合致したものとなっている。

第 2 条 センターは、静岡大学（以下「本学」という。）における実践的法学教育を支援するとともに、地域の法実務の中核的研究及び研修支援機関として、法律系人材の養成、法教育の充実発展及び地域の法政策に関する貢献活動を推進することを目的とする。

【分析結果とその根拠理由】

明確性・目的適合性とも十分なものとなっている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

法科大学院の遺産を引き続き、地域社会に還元することが意図されている。

【改善を要する点】

なし。

基準2 組織構成

(1) 観点ごとの分析

観点 2-1-① 組織の構成が、組織の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

センター長の下に運営委員会が置かれ、必要な審議を行っている。

第4条 センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、静岡大学地域法実務実践センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

【分析結果とその根拠理由】

この3年間に運営委員会は2回開催され、必要な審議は行われてきた。

多くの場合、センター長が関係する教員と相談しながら運営してきた。特に支障はなかったが、今後は原則月1回の運営委員会開催を予定している。

観点 2-2-① 活動に関する施策等を審議する委員会等が、活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。また、その他の活動に係る事項を検討する委員会等が適切に構成され、必要な活動を行っているか。

【観点到係る状況】

法科大学院が存置している間は、基本的に法科大学院の組織に合わせた運営をしてきた。今後は、以下の規則の3部門に対応した運営体制による。

第3条 センターに、次の各号に掲げる部門を置き、当該各号に掲げる業務を行う。

(1) 法実務教育支援部門

- ア 本学の実践的法学教育の支援に関すること。
- イ 法曹関係諸団体と連携したリカレント教育の支援に関すること。
- ウ 法曹養成に係る教育支援に関すること。
- エ その他法教育支援に関すること。

(2) 法実務政策連携部門

- ア 地域の地方自治体等と連携した政策立案支援事業の推進に関すること。
- イ 地域の地方自治体等と連携した法領域に係る研修支援に関すること。
- ウ 地域における関係諸団体と連携した法律相談の支援に関すること。
- エ その他法実務に資する研究に関すること。

(3) アジア法実務協力部門

- ア 日本の周辺諸国その他のアジア諸国と連携した法実務リカレント教育の支援及び研修の推進に関すること。
- イ 本学の外国人留学生に対する法教育支援に関すること。

- ウ 地域固有の国際化の課題に係る関係諸団体に対する法実務支援に関すること。
- エ その他アジア法実務に係る支援事業に関すること。

【分析結果とその根拠理由】

ここ3年間は法科大学院としての活動に主力を注いでいたので、センターとしての組織運営は、規則に定められた機能を十分に果たしてこなかったことは否定できない。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

なし。

【改善を要する点】

法科大学院の運営の陰に隠れがちだったセンターとしての活動をより活発にする必要がある。

基準3 教員及び支援者等

(1) 観点ごとの分析

観点3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

【観点到係る状況】

センターを主担当とする教員4名と副担当とする教員1名によって構成されてきた。これらの教員は、法科大学院の教育のみならず、人文社会科学部法学科や地域創造学環、国際連携推進機構、共通教育などの充実に大きな貢献をしてきた。

【分析結果とその根拠理由】

観点3-1-② 活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

【観点到係る状況】

法科大学院閉校前のこの3年間は、行政法、刑事訴訟法、労働法、国際法、外国法を専門とする教員が在職していた。
法科大学院閉校以降は、法科大学院に所属していた研究者教員を中心に8名の教員によって構成されることになる。ただ結果としては、憲法、民法、刑法、刑事訴訟法、労働法、国際法、外国法を専門とする教員が在職することになり、バランスがとれた適切な構成となっている。また、8名の教員中、女性教員が3名となっている。

【分析結果とその根拠理由】

特定分野に偏らないバランスがとれた構成となっており、女性教員比率も高い。

観点3-1-③ 組織の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

【観点到係る状況】

法科大学院存置の間は、有名無実だったサバティカル制度を、センターにおいて継承し、今後は大いに活用していく。

【分析結果とその根拠理由】

多くの課題を抱えながら少人数で、よく頑張っている。

観点 3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。
特に、それぞれの専門的役割に応じた能力の評価が行われているか。

【観点に係る状況】

教員の採用・昇格については法科大学院の基準によってきた。

【分析結果とその根拠理由】

この3年間は、任用も昇任もなかった。

(参考規程)

静岡大学大学院法務研究科教員選考規程

(専任教員選考の手続)

第1条 静岡大学大学院法務研究科（以下、「研究科」という。）における専任教員の選考は、人事専門委員会がこれを行い、人事専門委員会が適任と認める者を研究科委員会に推薦し、研究科委員会がその議を経て専任教員の候補を決定する。

(人事専門委員会)

第2条 人事専門委員会は、研究科長のほか研究科の専任教員3名をもって構成する。

- 2 准教授の昇格を審査する人事専門委員会は、教授によって構成する。
- 3 人事専門委員会の構成については、研究科委員会において承認を得るものとする。
- 4 人事専門委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。
- 5 その他人事専門委員会の組織・運営に関しては、別に定める。

(専任教員の新規採用)

第3条 専任教員を新規に採用する場合の選考は、候補者の公募によることを原則とする。ただし、公募による選考が困難あるいは特別の事情が認められる場合には、これに依らない方法も妨げない。

(専任教授の資格基準)

第4条 研究科において専任教授とすることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し法科大学院にふさわしい高度の教育上の指導能力を有すると認められる者とする。

- (1) 専門分野について、博士の学位および外国において授与されたこれに相当する学位又は法務博士（専門職）を有し、かつ、教育上及び研究上の相当の業績を有する者
- (2) 専門分野における教育上及び研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 専門分野における相当の実務の経験を有し、かつ、高度の実務能力を有すると認められる者

(専任准教授の資格基準)

第5条 研究科において専任准教授となることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し法科大学院にふさわしい高度の教育上の指導能力を有すると認められる者とする。

- (1) 専門分野について、博士の学位および外国において授与されたこれに相当する学位又は法務博士(専門職)を有し、かつ、教育上及び研究上の相当の業績を有する者
- (2) 専門分野における教育上及び研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 専門分野における相当の実務の経験を有し、かつ、高度の実務能力を有すると認められる者

(専任助教の資格基準)

第6条 研究科において専任助教となることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し法科大学院にふさわしい教育上の指導能力を有すると認められる者とする。

- (1) 専門分野について、博士の学位および外国において授与されたこれに相当する学位又は法務博士(専門職)を有し、かつ、研究上の相当の業績を有する者
- (2) 専門分野における研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 高度の実務能力を有すると認められる者

第7条 第4条乃至第6条に定める、教育上及び研究上の相当の業績並びに相当の実務の経験等に関する評価の基準は、これを別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

静岡大学大学院法務研究科教員の採用の選考に関する内規

(平成17年12月9日研究科委員会承認)

第1条 静岡大学大学院法務研究科教員選考規程に基づき、研究科長は人事専門委員会を招集し、議長となる。議長は人事委員会を公正に運営し、業績の審査内容に責任を負う。

第2条 研究科委員会の議を経て、第1回人事専門委員会において、募集要項を作成し、公募の手続きに入り、書類の発送を行う。公募書類発送先については研究科長が確認を行う。要項の書式は別に定める。

第3条 教員採用の選考は公募を原則とする。ただし特別な理由がある場合には、研究科委員会の議を経て公募をしないことができる。

第4条 応募者の提出書類は履歴書(写真添付)、業績一覧表(主要なもの5点以内に丸印をつける。)、著書・論文等(コピー可)とする。

健康診断書は、最終段階において採用候補者(複数もあり得る。)に提出を求める。公募書類に「後で、健康診断書を求めることもある」と明記する。また、健康診断書は、原則として

国公立病院、法人の総合病院又は保健所のものとするが、時間的にやむを得ない場合は、大学の保健管理センターのものでも可とする。健康や障害の状態は、業務が不可能と判断される場合以外は、採用に影響しないものとする。

第5条 履歴書、業績一覧表、著書・論文等は法科大学院事務室に置き公開する。健康診断書については特に必要と判断される場合を除いて、人事専門委員会以外には公開しない。

第6条 公募締切の後、第2回人事専門委員会を開催し、応募者の一覧表を作成し、年齢、科目適合性、応募書類が揃っているか等を確認し、選考対象者を確定し業績審査に入る。著書・論文の校正刷り（掲載証明付き）は、業績として審査対象にすることがある。

第7条 第2回人事専門委員会から直ちに審査に入るものとし、第3回人事専門委員会において、審査対象者を3名以内に絞り、研究科委員会の議を経て、面接を行う。

第8条 面接の後、採用候補者について、投票の可・不可を決め、直ちに研究科委員会で審議する。

第9条 研究科委員会においては、所定の個人調書、業績一覧表をもとに人事専門委員会議長が説明し、構成員の2分の1以上の同意をもって採用を決定する。

2 前項の構成員には、長期出張中の者、休職中の者を含まない。

第10条 退職・転出前1年間は人事専門委員となることはできない。

2 研究科長が前項に該当する場合にあっては、人事専門委員となることを認めるが、第1条に基づく議長の職を他の人事専門委員のうちから指名しなければならない。

第11条 人事専門委員会は、必ず全員参加を原則とし、やむを得ず欠席する場合には議長に委任するものとする。

第12条 審査の上、適任者がいない場合は、再募集するか否かを人事専門委員会で決定し、研究科委員会に報告して了承を得るものとする。

附 則

この内規は、平成17年12月9日から施行する。

静岡大学大学院法務研究科教員の昇任に関する内規

(平成17年12月9日教授会承認)

第1条 「静岡大学大学院法務研究科教員選考規程」第4条の専任教授の資格基準を充たすものとして教員を昇任させようとする場合は、教授会で了承を得た上で、人事専門委員会を発足させる。

第2条 人事専門委員会の組織・運営については、「静岡大学大学院法務研究科教員選考規程」および「静岡大学法務研究科教員の採用の選考に関する内規」を準用する。

第3条 第1回人事専門委員会において、履歴書（写真不要）、業績一覧表、著書・論文等を確認し、直ちに業績審査に入る。なお、著書・論文の校正刷り（掲載証明書付き）は、業績として審査対象とすることができる。

第4条 第2回人事専門委員会において、投票の可・不可を決め、直ちに教授会で審議する。

第5条 教授会においては、所定の個人調書、業績一覧表をもとに議長が説明し、構成員の2分の1以上の同意をもって昇任について決定する。

2 前項の構成員には、昇任対象者、長期出張中の者、休職中の者を含まない。

附 則

この内規は、平成17年12月9日から施行する。

静岡大学大学院法務研究科任用・昇任における業績評価の基準に関する内規

(平成17年11月17日研究科委員会承認)

(平成19年4月7日研究科委員会承認)

静岡大学大学院法務研究科教員選考規程（以下、「選考規程」という。）に基づく、専任教授および専任准教授の業績評価については、以下のとおりとする。

(教授)

(1) 教育上の業績については、大学および大学院において当該担当科目に関する教育経験を5年以上有する者（法科大学院の教員の職にある者を除く）。ただし博士の学位および外国において授与されたこれに相当する学位又は法務博士（専門職）を有する場合には3年以上とする。

(2) 研究業績に関しては、研究の充実度と継続性を重視する。論文の本数については任用・昇任時まで、当該担当科目に相応しい研究論文（論説）が合計で13本以上あり、かつそのうち2本以上は過去5年以内に公刊されたものとする。ただし、学術著書および体系的教科書（単著若しくは共著）及び長大かつ充実した論文については、これにふさわしい論文本数に換算する。

判例研究、教科書、資料、翻訳などについては、論文本数に換算することができる。

(3) 実務経験に関しては、5年以上の経験を有する者で、実務経験の内容については人事専門委員会において適正に判断する。

「選考規程」第4条（3）に該当する場合において、研究論文等は、高度の教育指導能力の判断において考慮する。

(准教授)

(1) 教育上の業績については、大学および大学院において当該担当科目に関する教育経験を3年以上有する者。ただし博士の学位および外国において授与されたこれに相当する学位又は法務博士（専門職）を有する場合には1年以上とする。

(2) 研究業績に関しては、研究の充実度と継続性を重視する。論文の本数については任用・昇任時まで、当該担当科目に相応しい研究論文（論説）が合計で3本以上あるものとする。ただし、学術著書および体系的教科書（単著若しくは共著）及び長大かつ充実した論文については、これにふさわしい論文本数に換算する。

判例研究、教科書、資料、翻訳などについては、論文本数に換算することができる。

(3) 実務経験に関しては、3年以上の経験を有する者で、実務経験の内容については人事専門委員会において適正に判断する。

「選考規程」第5条（3）に該当する場合において、研究論文等は、高度の教育指導能力

の判断において考慮する。

(助教)

- (1) 助教の任用に関しては、研究業績又は実務能力によって判断する。
- (2) 研究業績に関しては、任用時まで、当該担当科目に相応しい研究論文（論説）が1本以上あるものとする。ただし、学術著書および体系的教科書（単著若しくは共著）及び長大かつ充実した論文については、これにふさわしい論文本数に換算する。
判例研究、教科書、資料、翻訳などについては、論文本数に換算することができる。博士の学位および外国において授与されたこれに相当する学位又は法務博士（専門職）を有する場合には、論文審査において考慮する。
- (3) 高度の実務能力については、人事専門委員会において適正に判断する。
「選考規程」第6条（3）に該当する場合において、研究論文等は、高度の実務能力の判断において考慮する。

(業績評価論文)

- (1) 人事専門委員会において業績評価の対象となるのは審査開始までに公刊されたものとする。ただし、掲載証明付きの校正刷りは公刊されたものとして扱う。
- (2) 公刊されない学位論文に関しては、人事専門委員会において適正に業績評価の対象とすることができる。

附 則

- 1 この内規は、平成17年11月17日から実施する。

附 則

- 1 この内規は、平成19年4月1日から施行する。

教育業績・実務経験の項目について

(平成17年12月9日教授会承認)

1. 教育業績・実務経験に関しては、各教員毎に現在から過去5年間にわたる以下の項目について任用資料とし、人事専門委員会で適正に判断する。

2. 項目

- (1) 教育経験（教育機関・担当授業科目及び経験年数等）

各教育機関での過去における教育経験（非常勤を含む）について、担当年数ごとに担当授業科目、授業単位数（授業本数）・授業形式（講義・演習）を記載する。

[別紙参照]

- (2) その他の教育活動

その他の教育活動について、特記すべきことを記載する。

例示 教育改善活動、FD活動、講演、講座等。[別紙参照]

- (3) 実務経験

具体的実務経験について、記載する。[別紙参照]

観点 3-2-② 教員の活動に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【観点に係る状況】

教員それぞれについて、活動状況報告書の提出を求め、センター長が把握してきた。その結果は、昇給や勤勉手当の支給の判断材料のひとつとしている。

【分析結果とその根拠理由】

ほとんどの教員から活動状況報告書が提出され、センター長が把握している。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

少人数だが、バランスのとれた教員構成で、法科大学院などの教育に多大の貢献をしてきた。

【改善を要する点】

今のところないが、退職教員が出たときに、後任が適切に補充されることが期待される。

基準4 活動の状況と成果

(1) 観点ごとの分析

観点 4-1-① 活動の実施状況から判断して、活動が活発に行われているか。

【観点到に係る状況】

発足以来3年間の活動は、別紙のとおりである。

【分析結果とその根拠理由】

以下のように総括できる。3条に規定する3部門のすべてにおいて、十分な成果がみられる。

中国民法改正などのテーマを中心に、毎年度、日中学術シンポジウム・セミナーを開催し、地域の法曹界・経済界などのニーズに応じてきた。

また、タイ王国からの国家汚職防止委員会一行の求めに応じ、わが国の状況を各方面から説明し、そのニーズに対応した。

さらに、中央大学法科大学院、静岡県弁護士会、静岡県行政書士会、社会保険労務士会と包括連携協定を締結し、今後の連携の基盤を築いた。

観点 4-1-② 目的に照らして、活動の成果が上がっているか。

【観点到に係る状況】

それぞれのシンポジウム・セミナーなどの参加状況は別表のとおりである。

【分析結果とその根拠理由】

けっして多くはないが、一定数の参加者があり、熱心な質疑・意見交換がなされた。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

中国民法改正や公務員の汚職に関して、適切な対応をよって、求められたニーズに十分にこえた。

【改善を要する点】

なし。

別表

【平成28年度～平成30年度】地域法実務実践センターシンポジウム・セミナー・協定関連
開催・調印一覧

《平成28年度(2016)》

月日	分類	活動内容	主催・共催・ 後援機関	主担当	参加 人数
4月4日	協定	静岡県行政書士会との包括協力協定	(協定先) 静岡県行政書士会	恒川	
4月18日	協定	静岡県社会保険労務士会との包括協力協定	(協定先) 静岡県社会保険労務士会	恒川	
6月15日	協定	中国 復旦大学並びに蘇州大学との部局間交流協定	(協定先) 復旦大学・蘇州大学 [中国]	恒川	
9月10日	講演	静岡県社会保険労務士会との包括協力協定に基づく 「同一労働同一賃金」をテーマとする講演及び質疑応答	(協力先) 静岡県社会保険労務士会	中村	20人
12月3日	シンポ	地域法実務実践センター主催シンポジウム「法実務教育を巡る国際交流を展望する」	(主) センター	朱	17人
2月7日	セミナー	台湾・韓国民法セミナー	(主) 国際交流委員会 (共) センター	朱	4人以上 (主担当報告約20名)
3/24・25	シンポ	日中学術シンポジウム「中国における民法典の整備—民法総則の制定意義」 (3/24 静岡会場、3/25 東京会場)	(主・共催) センター・法科大学院・静岡県弁護士会・東京大学東洋研究所 (後) 静岡県・静岡県経営者協会・静岡大学国際交流センター (*3/25 東京会場の共催機関は赤字にて記載)	朱	計 63人 静岡会場 20人 東京会場 43人

《平成29年度 (2017)》

月日	分類	活動内容	主催・共催・ 後援機関	主担当	参加 人数
10/21, 10/28, 11/11, 12/9, 1/20, 2/10	公開 講座	公開講座 「中国人による中国講座～日本人の知らない中国」 【講師：朱】「市民社会と法」(全5回)【講師：阿波連・板倉・朱・吉川・恒川】	地域創造教育センター (後) 静岡県教育委員会	恒川 吉川	
1/20・1/27・ 2/3	セミ ナー	C L S 法曹リカレント・無料セミナー 税務実務セミナー	〈新日本法規財団寄附講座〉中央大学【遠隔授業】	恒川 *宮下 (中央 大学)	
2月23日	シン ポ	国際学術シンポジウム「民法の見直しをめぐる最新動向」－東アジアにおける債権法改正を中心に	(主・共催) センター・法科大学院・静岡県弁護士会 (後) 静岡県・静岡県経営者協会・静岡大学国際交流センター	朱	
2月24日	セミ ナー	国際セミナー「東アジアにおける債権法の見直し」	(主) センター・法科大学院 (共催) 科学研究費助成事業・基盤研究C (研究代表者: 宮下修一)	朱 *宮下 (中央 大学)	20人

《平成30年度 (2018)》

月日	分類	活動内容	主催・共催・ 後援機関	主担当	参加 人数
4月27日	その他	「タイ王国国家汚職防止委員会及び同委員会が実施するトレーニングプログラム」参加者一行に対するブリーフィング実施【講師：吉川・恒川】	タイ王国 国家汚職防止委員会メンバー 実施するトレーニングプログラムに参加する一行	恒川	90人
7月26日	協定	中央大学法科大学院・地域法実務実践センター・静岡県弁護士会連携協力に係る協定	(協定先) 中央大学・静岡県弁護士会	恒川	
8月22日	セミナー	2018年度日本法教育研究センター夏期セミナーに参加	名古屋大学日本法教育研究センター	土生	
9月7日	協議会	名古屋大学とアジア諸国の法整備について協議	名古屋大学	恒川 土生	
10/13, 11/10, 12/8, 1/26, 2/9	公開講座	公開講座 「市民社会と法」(全5回)【講師：中村・板倉・朱・根本・吉川】	地域創造教育センター (後) 静岡県教育委員会	吉川	(定員) 市民社会と法： 30人
11月12日	協議会	日越大学日本学講座の開設に向け、地域法実務実践センター全体として、同講座の法学科目への出講協力の具体的要件を確認するため、古田学長と協議	日越大学・JICA	土生	
11月24日	セミナー	CLS 法曹リカレント・無料セミナー 法律家のための決算書分析実務セミナー	〈新日本法規財団寄附講座〉中央大学【遠隔授業】	恒川 *宮下 (中央大学)	4人

12月14日	セミナー	国際学術セミナー「学際的な視点から見た中国民法典制定」	(共催)センター・静岡県弁護士会	朱	9人(主担当報告約10名)
12月18日	会合	日越大学日本学講座の開設に向け、設立される日越大学支援大学コンソーシアム準備会合に出席	日越大学・JICA	土生	
1/19, 1/26, 2/2	セミナー	CLS 法曹リカレント・無料セミナー 税務実務セミナー	〈新日本法規財団寄附講座〉中央大学【遠隔授業】	恒川*宮下(中央大学)	16人
1/26, 1/27	会議	名古屋大学日本法教育センターコンソーシアム活動一環の「法整備支援の研究」全体会議に出席	名古屋大学日本法教育研究センター	土生	
2月13日	シンポジウム	国際学術シンポジウム「中国における民法典の整備の最新動向」	(主)センター・法務研究科 (共催)静岡県弁護士会・静岡県労働者福祉基金協会 (後)静岡県・静岡県経営者協会・静岡大学国際交流センター	朱	30人
3/5~3/14	協議会	バイエルン州Hof大学, エラスムスプログラムへの協力協議に出席	バイエルン州Hof大学	土生	

*参加人数には、講演者・講師他開催に関わる人員も含む。

(記載人数については、当センターにて把握している資料を基に記載)

*参加人数の2項目に、主担当報告による人数も記載。

基準 5 施設・設備・学生支援

(1) 観点ごとの分析

観点 5-1-① 目的の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面についてそれぞれ配慮されているか。

【観点に係る状況】

法科大学院当時の施設・設備を継承している。

【分析結果とその根拠理由】

本センターは法科大学院の頃から教育学部 J 棟の一部を利用しているが、法科大学院開設以降、入口のスロープ、障がい者用駐車スペース、階段の手すりを設置するなどバリアフリー化に向けての取組みを進めてきた。しかし、エレベーターが設置されておらず、車椅子使用者は道を挟んで数 10 メートル離れている教育学部 I 棟に行ってから 2 つの建物の連絡通路を利用しなければ 2 階、3 階に上がることができないという問題がある。これについてはこれまでも改善を求めてきたものの、財政上の制約等の事情からいまだ実現していない。センターの建物再配置計画の下引き続きバリアフリー化の推進に向けて声を挙げ続けていく必要がある。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

なし。

【改善を要する点】

エレベーターの設置が望まれる。

基準6 内部質保証システム

(1) 観点ごとの分析

観点 6-1-① 根拠となる資料やデータに基づき、学内及び学外の関係者等への意見聴取結果等を踏まえた上で、自己点検・評価を実施しているか。

【観点到係る状況】

これまでの3年間は法科大学院としての活動が主だったので、法科大学院として自己評価書を作成してきた。

法科大学院は閉校となったので、今後は地域法実務実践センターとして評価書を作成し、外部の評価委員の評価を受ける予定である。

【分析結果とその根拠理由】

上記のとおりである。平成31年度において、外部の評価委員の評価を受ける予定である。

観点 6-1-② 自己点検・評価の結果について、外部者（本学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。また、自己点検・評価結果及び外部者による検証結果に対し、改善のための取組が行われ、具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

【観点到係る状況】

平成27年度に、法科大学院として、外部の評価委員3名の評価を受けている。その内容は、おおむね良好との評価であった。

【分析結果とその根拠理由】

現状で十分と考えるが、運営委員会で適宜、活動状況の報告・検討をしてきた。

観点 6-1-③ 活動の質を保証するとともに、活動の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

【観点到係る状況】

自己評価書や外部評価の結果は、センターの構成員で共有している。

【分析結果とその根拠理由】

これまでのところ特に問題はみられない。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

なし。

【改善を要する点】

なし。

基準7 管理運営

(1) 観点ごとの分析

観点 7-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

【観点到係る状況】

法科大学院が存置している間は、基本的に法科大学院の組織に合わせた運営をしてきた。今後は規則の3部門に対応した運営体制による。

【分析結果とその根拠理由】

事務長(人文社会科学部事務長と兼任)の下に3名の事務職員が配置され、センター長とともに、センターの運営にあたってきた。

観点 7-1-② 目的を達成するために、部局の長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

【観点到係る状況】

センター長、副センター長の下、運営委員会を適宜開催し、機動的な組織運営をしている。

【分析結果とその根拠理由】

副センター長やセンターを構成する教員と、適宜相談しながら、また必要な場合には、運営委員会で検討・審議をしている。

観点 7-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員会等の責務と権限が文書として明確に示されているか。

【観点到係る状況】

管理運営については、センター規則において以下のように規定されている。

(運営委員会)

第4条 センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、静岡大学地域法実務実践センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(教職員)

第5条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長

- (3) センターを主担当とする教員及び副担当とする教員
- (4) その他の職員

【分析結果とその根拠理由】

管理運営については、これらの規則に則り対応している。

観点 7-2-② 適切な意思決定を行うために使用される、目的、計画、活動状況に関するデータや情報が蓄積されているか。

【観点に係る状況】

センターの運営にかかわる書類は、センター事務室で保管している。

【分析結果とその根拠理由】

完全とまではいえないが、主要なデータ・情報は蓄積されている。

観点 7-3-① 機関としての大学を運営するために職務をつかさどる教職員が、適切に役割分担し、その連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されているか否か。

【観点に係る状況】

少ない教職員で構成され、ほとんどの教職員が法科大学院などとの兼務である。

【分析結果とその根拠理由】

多くの教職員が法科大学院などとの兼務であったため、やや不十分な側面は否めないが、大きな問題はなかった。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

なし。

【改善を要する点】

なし。

基準8 情報等の公開

(1) 観点ごとの分析

観点 8-1-① 組織の目的が、広く社会に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【観点到に係る状況】

これまでの3年間は法科大学院としての活動が主だったので、法科大学院のホームページなどにおいて、地域法実務実践センターの活動も紹介してきた。

法科大学院は閉校となったので、地域法実務実践センターのホームページを充実させ、引き続き地域の各界に情報を発信する。

【分析結果とその根拠理由】

法科大学院のかげに隠れていたことで、センターとしての情報発信が不十分だった面があることは否定できないが、最低限の情報は発信されてきた。

観点 8-1-② 活動の状況や成果等について、広く社会に公開されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【観点到に係る状況】

これまでの3年間は法科大学院としての活動が主だったので、法科大学院のホームページなどにおいて、地域法実務実践センターの活動も紹介してきた。センターのホームページでは、センターの概要や主要な活動内容が紹介されている。

運営委員会などを通じて、構成員にも周知されている。

観点 8-1-③ 自己点検・評価の結果、外部者による検証結果が大学内及び社会に対し広く公開されているか。

【観点到に係る状況】

地域法実務実践センターとしては、今回初めて、外部の評価委員による評価を受けることになる。

【分析結果とその根拠理由】

運営委員会などを通じて構成員にはおおむね周知されているが、対外的な情報発信は不十分な面があったことは否めない。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

なし。

【改善を要する点】

センターとしての情報発信や検証結果をホームページなどで、公開することが必要である。

基準 9 地域貢献活動の状況

(1) 観点ごとの分析

観点 9-1-① 大学・学部等の地域貢献活動の目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画等が適切に公表・周知されているか。

【観点到に係る状況】

センター独自の目的や計画は策定されていない。しかしながら、基準4で示したとおり、地域貢献の取り組みとして、中国民法改正などのテーマを中心に、毎年度、日中学術シンポジウム・セミナーを開催し、地域の法曹界・経済界などのニーズに応える活動を行ってきた。

このほか、中央大学法科大学院提供の各種セミナーに協力するなどして、地域の法曹界・経済界などに有用なサービスを提供してきた。

【分析結果とその根拠理由】

ホームページなどでおおよその目的・方針は公表されている。

観点 9-1-② 計画等に基づいた活動が適切に実施されているか。

【観点到に係る状況】

基準4で示したとおり、地域貢献の取り組みとして、中国民法改正などのテーマを中心に、毎年度、日中学術シンポジウム・セミナーを開催し、地域の法曹界・経済界などのニーズに応える活動を行ってきた。

このほか、中央大学法科大学院提供の各種セミナーに協力するなどして、地域の法曹界・経済界などに有用なサービスを提供してきた。

【分析結果とその根拠理由】

少ない人数で過不足ない活動をしてきた。

観点 9-1-③ 活動の実績及び活動への参加者等の満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。

【観点到に係る状況】

上記活動の参加人数などは別紙のとおりである。

【分析結果とその根拠理由】

相当数の参加者がいること、活発な質疑応答がなされたことなどから、満足すべき成果と思われる。

観点 9-1-④ 改善のための取組が行われているか。

【観点に係る状況】

運営委員会などで、活動状況を報告し検討している。

【分析結果とその根拠理由】

与えられた資源からは十分な成果である。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

他ではあまり例をみない中国法への取り組みによって、地域の法曹界・産業界に貢献してきた。

【改善を要する点】

なし。

基準 10 国際化の状況

(1) 観点ごとの分析

観点 10-1-① 学部等の教育の国際化の目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画等が広く公表されているか。

【観点到係る状況】

センター独自の目的や計画は策定されていない。しかしながら、基準4で示したとおり、国際的な取り組みとして、以下の活動を行ってきた。

1. 中国民法改正などのテーマを中心に、毎年度、日中学術シンポジウム・セミナーを開催し、地域の法曹界・経済界などのニーズに応じてきた。
2. タイ王国からの国家汚職防止委員会一行の求めに応じ、わが国の状況を各方面から説明し、そのニーズに対応した。

【分析結果とその根拠理由】

センターのホームページで活動状況は公表している。

観点 10-1-② 計画等に基づいた活動が適切に実施されているか。

【観点到係る状況】

活動の具体的内容は別紙のとおりである。

【分析結果とその根拠理由】

少ない人数で過不足ない活動をしてきた。

観点 10-1-③ 活動の実績や学生の満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。

【観点到係る状況】

上記活動の参加人数などは別紙のとおりである。

【分析結果とその根拠理由】

相当数の参加者があること、活発な質疑応答がなされたことなどから、満足すべき成果と思われる。

観点 10-1-④ 改善のための取組が行われているか。

【観点到係る状況】

運営委員会などで、活動状況を報告し検討している。

【分析結果とその根拠理由】

与えられた資源からは十分な成果である。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

他ではあまり例をみない中国法への貢献が挙げられる。

【改善を要する点】

なし